

平成 24 年 3 月 23 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（三枝邦彦君）
10 番（井上正清君）	11 番（川口幸路君）	12 番（太田和博君）
13 番（藤本誠助君）	14 番（上川正衛君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（難波正樹）
企 画 課 長（糸 英彦）	税 務 課 長（三木俊明）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住 民 環 境 課 長（中井俊博）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（杉本正則）	農 林 水 産 課 長（前田満照）
商 工 観 光 課 長（堂山完二）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
生 涯 学 習 課 長（南堀英二）	病 院 事 務 長（市村克美）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
総 務 課 課 長 補 佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝正武）	書記（中村友幸）
--------------	----------

議事日程 第 4 号

別紙のとおり

平成24年3月土庄町議会定例会
議事日程（第4号）

（平成24年3月5日招集）

平成24年3月23日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第20号 土庄町辺地に係る総合整備計画について
- 第 3 議案第21号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第22号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第23号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第24号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第25号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第26号 土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第28号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第29号 土庄町国民健康保険土庄中央病院使用料、手数料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第30号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第32号 土庄町総合計画策定条例
- 第13 議案第33号 土庄町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第14 議案第35号 土庄町企業誘致条例
- 第15 議案第36号 土庄町水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第16 議案第37号 土庄町病院事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第17 議案第38号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第18 議案第 8号 平成24年度土庄町一般会計予算
- 第19 議案第 9号 平成24年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第20 議案第10号 平成24年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第21 議案第11号 平成24年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第22 議案第12号 平成24年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第23 議案第13号 平成24年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第24 議案第14号 平成24年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第25 議案第15号 平成24年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第26 議案第16号 平成24年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第27 議案第17号 平成24年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第28 議案第18号 平成24年度土庄町水道事業会計予算
- 第29 議案第19号 平成24年度土庄町病院事業会計予算

- 第30 発議第 1号 土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第31 発議第 2号 観光振興特別委員会の設置について
- 第32 決定第 1号 観光振興特別委員会委員の選任について
- 第33 閉会中の継続調査申出について

議会運営委員長報告

○議長（上川正衛君）

おはようございます。

開会に先立ちまして、3月21日、9時から議会運営委員会を開催し、今後の議会運営等についてご協議をお願いをいたしました。その結果について委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は、3月21日、9時から委員会室におきまして、今後の議会運営等について審議をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

議員提案が提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたします。本日の会議の進め方でございますが、各委員長より付託議案の審査結果報告を受け、これに対する、質疑、討論、採決を行います。次に、発議第1号、土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び発議第2号、観光振興特別委員会の設置についての上程、質疑、討論、採決をお願いし、観光振興特別委員会委員の選任についての決定を予定しております。最後に、閉会中の継続調査の申出についてを採択する予定にしております。以上で今期3月議会定例会を終了する予定でございます。

以上議会運営委員会からの報告といたします。

開議

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長よりご報告のあったとおりでございます。

運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（上川正衛君）

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。
本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

おはようございます。

平成24年度当初予算及び条例が、当委員会に付託されました。

この案件について、3月8日に委員会を開催し審議いたしましたので、この結果について順次ご報告申し上げます。

まず、議会事務局から説明がありました。議会費では、総額1億610万7千円で、前年度と比べ、1,326万4千円の減額になっています。これは地方議員年金制度が23年6月に廃止となったのが要因です。

それ以外の予算は、前年度並みとなっています。監査委員費では、総額66万1千円で前年度とほぼ同額になっています。

以上、全委員異議なく承認しました。

次に総務課ですが、前年度と変わった主だった部分の説明がありました。

まず、総務事務費の委託料ですが、例規支援業務を新たに委託し、例規集をホームページに公開するための経費、財産管理費の緊急雇用事業は、財産管理システムを新たに構築するもので、全額県費となっているとのことです。

次に、自治振興助成事業では、県費補助2分の1で消防団用のヘルメットを新しく購入、自治会振興助成金は、要望のあった地区の集会所施設等の設備更新にかかるものです。

防災行政無線デジタル化事業では、新たに防災情報を全国瞬時警報システムと接続するもので、財源は全額地方債とのことです。

次に、地域情報化事業では、業務用パソコンを購入するため増額となっております。

超高速ブロードバンド整備促進事業は、本年度から2年をかけて光ファイバーによる通信サービスを開始するため、民設民営で実施するもので、事業費の3分の2の負担金であり、財源は過疎債を充てているとのことです。県費は1割となっていますが、これは減債基金に積立てるものとのことです。

香川海区漁業調整委員選挙費は、任期満了に伴う選挙の執行経費になります。財源は、全額県委託金です。

受託統計調査費は、国の指定統計調査で7調査が予定されており、財源は、

すべて県委託金です。

非常備消防費、消防団運営事業は、24年度土庄分団が県の操法大会に参加するため、消防署員の訓練指導に係る時間外手当、団員報酬、旅費等が増額となっています。

水防費は、台風時、防災訓練時などの出動手当と防災訓練に要する経費を計上しております。

災害対策費は、衛星電話機1台分及び四海地区の土砂災害ハザードマップを作成するもので、ハザードマップ作成の財源は、国費2分の1を充てています。次に、公債費では、元金、利子ともに減額となっております。

続きまして、歳入部分の主なところでは、自動車重量譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金は減額、配当割交付金、地方特例交付金、地方交付税は増額となっています。

財政調整基金繰入金は、財源不足分を計上しており、7,226万5千円の減額となっています。

町債ですが、各事業に当てていますが特に総務債が増加しており、全体で2億1,370万円増加となっています。要因は、防災行政無線デジタル化事業、超高速ブロードバンド整備促進事業によるものです。臨時財政対策債については、3,400万円の減額となっております。

続きまして、条例関係のうち総務課所管分は2件ありました。

議案第20号、土庄町辺地に係る総合整備計画については、小江いこいの家建設事業にかかるもので、小江地区を指定するものでございます。

次に、議案第30号、土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、現在消防団1回の出動手当は1人1,800円ですが、出動の状況により上限額を3,600円に定めようとするものです。

以上が総務課所管部分で、この説明に対し、委員から、超高速ブロードバンド整備促進事業で、実施場所の説明を求められ、24年度の1期工事として土庄、淵崎、大鐸、四海について実施しようとしているとのことですが、沖之島については、2期工事で検討、実施することとの報告を受けました。

また、消防操法大会はどのくらいの経費がかかるのかと質問がありました。これに対し、出動報酬と旅費で約200万円であるとのことでした。

また、ハザードマップの予定について質問があり、23年度が土庄、淵崎、24年度が四海であり、順次、全世帯に配布するとの説明を受けました。

以上で全議案とも全委員異議なく承認しました。

次に企画課所管の分について申し上げます。

議案第8号、平成24年度土庄町一般会計予算のうち、前年度と比較して大き

く変わったものとしまして、企画費全体で 1,069 万 2 千円増えていますが、離島振興事業において、宇野土庄航路の実質欠損額が前年度と比べ、3,152 万 5 千円の増額となったため、離島航路運営費等補助金が約 1,175 万円増額したことが主たる要因であります。

地域公共交通活性化・再生総合事業については、小豆島地域公共交通協議会への負担金が大幅に減額となったことから、事業費全体として、前年度と比べ 163 万 9 千円の減額となっています。

総合計画策定事業は、本年度に振興計画審議会委員を委嘱し、計画を策定するとともに、製本印刷するためのものです。

説明に対して議員からの、宇野土庄航路の高速艇就航についての質問に、執行部からは、赤字の改善や住民の利便性を高めるため宇野土庄航路確保維持協議会において高速艇就航の検討がなされ、地元への説明もしているとの説明がありました。また、移住交流推進事業について、委員から、空き家バンクの問題点と移住のための支度金について質問があり、執行部からは、移住の問い合わせが多いが空き家登録が不足していること、支度金は 1 世帯当たり 20 万円で、3 年間在住が条件となるとの説明がありました。

次に、条例関係については、議案第 21 号、行政組織条例の一部改正ですが、町の有する債権の管理、回収等の体制強化を図るため債権管理室設置を行うため改正するとの説明でありました。

議案第 22 号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部改正と議案第 23 号土庄町教育長の給与支給条例の一部改正は、給料を 0.23 パーセント引き下げる条例改正を行うものとの説明がありました。

議案第 24 号では、土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正ですが、自動車特別運転手当を廃止し、夜間看護手当の見直しを行うためのものであるとの説明がありました。

議案第 32 号、土庄町総合計画策定条例ですが、総合計画を策定するための、根拠となる条例を策定しようとするものであるとの説明がありました。

議案第 33 号、土庄町職員の自己啓発等休業に関する条例ですが、職員が自発的に公務に関する能力向上に役立つ学習を行う機会を広げるための条件等を条例によって定めるものとの説明がありました。

議案第 38 号、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更についてですが、定住自立圏の中心市である高松市の施設整理に係る部分と、定住自立圏の取り組みに関して事業を加えるためにそれぞれ変更を行おうとするものとの説明がありました。

以上で、企画課所管部分の一般会計予算及び条例案件は異議なく承認されま

した。

次に出納でございます。議案第 8 号、平成 24 年度一般会計予算の内、出納室所管について説明がありました。備品購入費の減で、昨年度より 105 万 6 千円の減額となっております。

続いて、議案第 25 号、土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例については、鉄道賃の支給について、急行料金等の支給範囲の縮小及び寝台料金の支給を廃止するということでございます。

出納室所管部分、一般会計予算並びに議案 25 号については、全員異議なく了承いたしました。

次に税務課です。

歳出予算につきましては、新たに電子申告サービス導入の電算委託料を計上しているとのことです。

歳入予算について、自主財源の根幹であります町税全体では、15 億 2,820 万 2 千円で、ほぼ横ばいとなっております。各税目別では、町民税は個人町民税の課税客体の減少及び総所得額の減少により 982 万 5 千円の減、法人町民税は一部企業の業績好調とゆうちょ銀行の改革に伴い、1,518 万円増加したものです。固定資産税は、平成 24 年度が 3 年に 1 度の評価替えにあたり土地・家屋とも減少し、償却資産も企業の設備投資の減少が見込まれるとのことで 1,329 万 9 千円の減。たばこ税は、徐々に元に戻っており 454 万 8 千円の増額予算との説明でありました。

議案第 26 号の土庄町税条例の一部改正については、入湯税における課税免除規定の一部変更に伴うものとの説明でありました。

以上、一般会計予算及び議案第 26 号について全員異議なく承認いたしました。

農林水産課所管部分についてご報告いたします。

まず、農林水産課所管の議案第 8 号、一般会計当初予算については、地籍調査費は、平成 22 年度で、土庄町全域の現地調査が終了し、平成 24 年度は、小瀬地区の閲覧、複図の作成、柳・千軒・小瀬地区の数値情報化事業を予定し、前年度より 552 万 6 千円減のとなっております。

農業総務費は 603 万 3 千円の減少となっております。減少の要因は職員給与費の減少及び農業振興地域整備計画推進事業が 23 年度で完了するためです。

農業振興費は、前年度より 657 万 4 千円の増額となっております。増額の主なものは、有害鳥獣被害防止対策事業で、新たな助成金を創設したためです。また、地域農業マスタープラン作成事業は新規事業で、集落の中心となる担い手の確保する方法などの計画をまとめるための事業です。青年就農給付金事業は、地域農業マスタープランをもとに、45 歳未満の新規独立就農者に対し、一定の

条件のもと、給付金を給付するもので、全額国費の補助です。

農地費は、1,721万2千円の増加となっており、これは、県営ため池整備事業及び県営農村災害対策整備事業が増額となっているためです。

漁港管理費は、737万4千円増額となっており、漁港ストックマネジメント事業の増額によるものと、四海漁港整備事業の新設によるものです。

漁港建設費は、1億105万円の増額となっています。これは、唐櫃及び田井漁港の整備にかかる港整備交付金事業の増加のためです。

議案第13号、大鐸財産区事業特別会計当初予算、議案第14号、農業集落排水事業特別会計当初予算については、昨年度とほぼ変わりがない旨の説明がありました。

委員からは、新規事業の青年就農給付金事業について、農業が弱っていくのをそのまま見過ごすわけにいかない。力を入れて実施してほしいという意見が出されました。

また、農業集落排水事業への一般会計からの繰出金について、なぜ、毎年こんな損失が出るようになったのか、その原因を聞きたいという質問がありました。

執行部からは、もともとは、伝法川水系の水をきれいに保つためにモデル事業として実施したが、当初の計画から変更をせざるを得ない事情があり、そのために経費が余分にかかるようになったという説明がありました。

一般会計、特別会計の全議案とも全委員異議なく承認しました。

商工観光課です。観光費は、観光関係諸団体への負担金及びイベント実施に係る負担金です。温泉観光振興補助金は、町の助成金交付要綱に基づき、入湯税収入の30%以内を助成するという説明でした。大相撲小豆島場所補助金は、10月に土庄町総合会館で行われます大相撲小豆島場所への補助金です。

ふるさと雇用再生特別基金事業は2つの事業があり、エンジェルロード公園の売店兼案内所の運営に係る委託料とレンタサイクル運営事業で、豊島観光協会に委託しているレンタサイクル運営委託料と基金積立金との説明がありました。

来年3月に開催する瀬戸内国際芸術祭2013は、臨時職員の賃金、及び、芸術祭実行委員会負担金と豊島地域に残している継続作品負担金が主なものです。インバウンド推進事業は、近年増加している外国人観光客への対応として、外国語のパンフレット並びに外国人向け案内看板を設置しさらなる観光客を呼び込もうとするものです。

次に、議案第35号、土庄町企業誘致条例です。

誘致施設を新設、増改築等をしようとする企業に対し、助成措置を講ずるこ

とによってその立地を促進し、雇用機会の拡大及び地域経済の発展を図るため、本条例を制定しようとするものです。委員から、助成対象条件については、考慮する必要があるとの意見が出されました。執行部から助成対象条件については、規則に委任しており、今後検討するという説明がありました。

以上で、全議案とも全委員異議なく承認しました。

続いて建設課です。

まず、議案第 8 号一般会計予算について、道路維持費は、道路台帳補正業務委託の減により、551 万 2 千円減額となっております。道路新設改良費は、新規事業として小海の千代栄橋の設計委託料を計上しております。

河川総務費は、自然災害防止工事の河川工事と伊喜末の赤崎地区急傾斜崩壊防止事業により、787 万 9 千円の増額となっております。

次に、港湾建設費は、土庄港交付金事業が完了したことにより、前年度より 8,175 万 3 千円減額となっております。

次に、都市下水路管理費は、非常用通報装置の更新、築港ポンプ場吐出弁の修繕により、507 万 1 千円の増額となっております。都市下水路建設費は、前年度に土庄港交付金事業が完了したことにより、前年度より、1,163 万 9 千円減額となっております。委託料として新たに、渕崎都市下水路設計委託料として、大谷ポンプ場の測量設計、地質調査及び長寿命化計画は、城、東内浜、宮ノ下、渕崎ポンプ場の調査修繕計画を策定するものであります。

住宅管理費は、新たに町営住宅長寿命化計画作成により、前年度より 199 万 7 千円増額となっております。

委員から、渕崎都市下水路設計委託の内容について質問があり、測量、地質調査、設計委託になり、場所は管路が大谷造船から大谷川までポンプ場は、大谷地区の埋立地を予定しているとの説明がありました。また、腰掛川周辺の高潮対策についての質問に対しては、自然災害事業により整備を計画していると説明がありました。

続きまして、議案第 11 号、港湾整備事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,139 万 5 千円を計上し、前年度より 2,709 万 4 千円減額しております。これは、土庄港ターミナルビルの償還が終了したためです。

委員から、土庄港町営駐車場の無料化についての質問に対して、中期計画で、平成 32 年度あたりで赤字が解消されるので、その時点で協議をしていきたいとの説明がありました。

続きまして、議案第 12 号、宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 9,557 万 8 千円を計上し、昨年度と同額です。

以上で、全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

最後に水道課から説明がありました。

議案第 18 号、水道事業会計予算について、収益的収支の収入では、営業収益と営業外収益の合計で 4 億 4,021 万 3 千円、支出では営業費用、営業外費用、特別損失、予備費を合わせて合計 3 億 7,471 万円を計上していました。

資本的収支の収入は、肥土山浄水場更新事業のための借り入れなど 3 億 351 万 1 千円で、支出では、建設改良費として、肥土山浄水場更新事業、老朽管等布設替工事、浄水場施設整備等に係る営業設備費、企業債元金償還金や予備費など合計 4 億 7,387 万 1 千円を計上していました。

委員より、漏水修繕後の路面復旧費について質問があり、営業費用の配水及び給水費の中に 500 万円の予算を計上しているとのことでした。

次に、議案第 9 号簡易水道事業特別会計予算では、歳入歳出それぞれ 2,440 万 8 千円を計上し、新規事業として簡易水道統合に向けた基本計画策定業務委託があります。

委員より、簡易水道統合に向けた基本計画策定業務について、何と何を統合するのかという質問があり、現存する豊島地区の 2 簡易水道を 1 つに統合し、平成 28 年度に上水道と経営統合する予定であるとの説明でした。

次に、議案第 36 号、土庄町水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、法律改正に伴い、今後の水道事業の経営を効率的に行うための条例制定であるとの説明がありました。

以上で、全議案とも全委員異議なく承認いたしました。

以上で、総務建設常任委員会へ付託されました案件の審議経過と結果について報告を終わります。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

おはようございます。

平成 24 年度当初予算及び条例が、当委員会に付託されました。

この案件について、3 月 9 日に委員会を開催し審議いたしましたので、この結果について主要な点をご報告申し上げます。

まず、人権対策課です。

議案第 8 号、一般会計当初予算のうち、人権対策推進費は、職員の 1 名減により、357 万 4 千円の減額となっております。人権対策推進事業の地区団体助成金は、部落解放同盟湊崎支部、小海浜・大部支部に助成しております。

隣保館運営費は、社会教育指導員 1 名を隣保館職員に配置換えをすることに

より 224 万円の増額予算となっております。

改良住宅管理費は、改良住宅長寿命化計画策定委託により、249 万 8 千円の増額となっております。改良住宅建設費は、小海浜住宅建て替え事業の完了により、5,709 万 2 千円の減額となっております。また、新規に、集会所の建設にかかる設計委託があります。

人権教育費は、社会教育指導員を 1 名、隣保館に配置換えをし 154 万 3 千円の減額となっております。人権啓発活動事業につきましては、人権フェスタに関する事業費、学力向上総合推進事業、人権教育総合推進地域事業は、県補助の委託金で事業を実施しますと説明でした。

以上の説明に対し、委員から集会所の委託費の規模と完成年度について質問があり、執行部から 100 m²程度で、設計後、着工しまして、単年度で完成予定であると説明がありました。また、大部地区の計画はないのかとの質問に対し執行部より大部地区まちづくり協議会設立総会の中で、今後の予定を考えていきますとの説明がありました。

委員から、人権対策推進費の扶助費の自動車免許取得助成等の申請は、どれが、どれくらいあるかとの質問に対し執行部より、自動車免許取得助成と葬祭給付金以外の申請はなく、例年 2、3 件程度であるとの説明がありました。

委員より、就職支度金等の申請がないのであれば、廃止すべきであり、人権政策確立要求実行委員会、団体助成金は運動団体への助成ですので、廃止すべきであるとの意見が出され、執行部より、実行委員会は、議長が会長であり、運動団体への助成ではありませんとの説明がありました。

以上、採決に入り、委員 1 名が、予算案について反対し、その他の委員は、所管部分の全議案了承をいたしました。

福祉課からは、一般会計、特別会計の平成 24 年度当初予算案および条例改正案について説明がありました。

まず、一般会計については、福祉課所管は、3 款民生費の大半、4 款衛生費及び 12 款公債費の一部となっている。事業費が増加した主なものとしては、老人ホーム入所措置事業、重度障害児島外通院交通費補助金、障害児通所支援事業、公立病院再編整備事業などであり、事業費が減少した主なものとしては、制度改正によって支給額が変更となった子ども手当など、であるとの説明がありました。

特別会計については、国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、説明がありました。

国保特別会計については、医療費の増加に伴い保険給付費が大きく増加している。介護保険特別会計については、介護サービスの利用増加に伴い介護給付

費が大きく増加しており、さらに、24年度から始まる介護保険事業計画の策定に併せて介護保険料を改定したことにより、歳入構成が前年度と変わっている。後期高齢者医療特別会計については、概ね前年度と同様の予算となっている。との説明がありました。

条例改正については、介護保険第1号被保険者の保険料について、土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の第5期計画期間中に必要な保険料率に設定するとともに、関係法令の改正に対応するため、条例の一部を改正しようとするものである、との説明がありました。

以上の執行部からの説明に対し、委員からは、社会福祉協議会への補助金は毎年同程度か、減額される見込みはないかとの質問があり、人件費にかかるので、補助を減額すると運営が難しいため、当面は維持する予定であるとの答弁がありました。

また、福祉バス運行事業について、座席が空いていても地域外の方を乗せることは出来ないかとの質問があり、対象者を路線バスの運行していないところに限っているため、今のところ乗せることは出来ないとの答弁がありました。

新規事業の重度障害児島外通院費補助金については、利用者への補助率はいくらかとの質問があり、非課税世帯は2分の1、課税世帯は3割で調整しているとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計及び介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、財政安定化基金は、全額取崩して住民負担の軽減に充てるのかとの質問があり、県において基金造成しており、全額は取り崩さないが、町に配分された分は全額保険料の軽減に充てるとの答弁がありました。

また、平成24年度からの介護保険料について、土庄町の基準額が月額4,700円に上がる理由はとの質問に対して、24年度から3か年の介護保険事業計画を策定し、介護給付費の財源として法定負担率に基づき保険料を算出している。特別養護老人ホームの増床や居宅サービスの利用者増、第1号被保険者保険料の負担割合増などの要因により保険料が増額となっているとの答弁がありました。

以上、採決に入り、委員1名が、予算案、条例についても反対し、その他の委員は、所管部分の全議案了承をいたしました。

住民環境課の総予算は、4億8,958万4千円、前年度より657万8千円、1.3%の減という内容であります。増減の主な理由として、戸籍住民基本台帳費の住基システム改修については、住民基本台帳法が24年7月から改正施行され、外国人について住基システムの中で管理するようになり、システム改修の残りの部分として678万1千円を計上しているとのことでした。

環境衛生費の溝散布用乳剤については、昨年 5 月に埼玉県越谷市で殺虫剤の誤飲事故があり、取扱いが厳しくなった関係から配布を廃止するとのことで、環境対策事業の小江ごみ埋立地 10 年延長に係る事業として、24 年度は、小江いこいの家の建設費等を計上しているとのことでした。

塵芥処理費のバイオディーゼル委託は、平成 21 年度から 23 年度までの継続事業であり終了した関係で 220 万円減額とのことでした。

し尿処理費として、し尿民間委託は、25 年 1 月から新たに湊崎地区の委託を予定しており、新処理施設整備として、灘山地区での新処理場に係る生活環境の現況調査、地質調査、測量調査等の経費を計上しているとのことでした。

委員から合併浄化槽設置補助事業で設置数が増えた場合について質問があり、国・県の補助金内での予定数であり国・県から追加内示がない限り増額は難しいとの説明がありました。

委員から小江いこいの場所はどこか、その維持費についても永久に町で支出するのかという質問があり、場所は、赤ちょうちんの横の自治会用地であり、維持費については、自治会と協議はしていないが、10 年延長に係る対策費の中で支出するのであればその部分もその対応となるとの説明でありました。

委員から交通安全施設整備は、額を抑えているのか、また、塵芥処理費用中の臨時職員の人数について質問があり、交通安全施設整備については、現在の予算で年間執行できている、また、臨時職員数は、全員で 10 名であり、ごみ及びし尿の仕事内容により支出しているとの答弁でありました。

委員から灘山地区の一般廃棄物処理施設整備事業の地元自治会の交渉状況の質問があり、地元からの反対運動はないが条件内容で合意に至っていないとの答弁でありました。

以上、採決に入り、委員 1 名が、反対し、その他の委員は、所管部分の全議案了承をいたしました。

健康増進課の概要ですが、一般会計は 2 億 4,905 万 1 千円で、前年度に比べ 54 万 9 千円、0.2%の増額です。

特別会計は、1 億 8,097 万 6 千円で、前年度に比べ 242 万 3 千円、1.4%の増額とのことでした。

一般会計は、虐待防止等ネットワーク協議会運営費として、これまで行ってきた児童、配偶者、高齢者虐待に加え、障害者に対する虐待についても取り組んでいくとのことでした。また、22 年度末から開始された子宮頸がん等ワクチン接種促進助成事業として、4 歳までの乳幼児に対し髄膜炎の予防に効果があるヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン並びに中学 1 年生から高校 1 年生を対象とした子宮頸がんワクチンの接種を引き続き実施するとのことでした。

福祉サービス事業特別会計においては、最近は高齢者人口の増加に比例した利用者の増加が見られ、それに伴う事業所収入の増加が見込まれるとのことでした。

委員からは、離島救急輸送事業における瀬戸・高松定住自立圏の救急艇負担金について、対象者は町民に限定されるかとの質問に、医師の診断に基づき町内の医療機関から搬送する際に活用するものであり、町民に限定されるものではないとのことでした。また委員からの国保会計に属する保健師の人件費についての質問には、事業の実施に必要な人員を配置しつつ、補助金を受け町として有利になるように会計ごとに配置しているとの回答がありました。

以上、採決に入り、所管部分の全議案了承をいたしました。

それでは続きまして教育総務課所管部分について報告します。

教育総務課全体の当初予算額は、9億1,328万円で、前年度より率にして6.5%、5,549万4千円の増加となっています。

はじめに保育所費ですが、保育所維持管理費、869万4千円は、5つの保育所の光熱水費等の経費です。私立・町外保育所運営事業の13節委託料ですが、私立保育所運営委託料は、土庄保育所、豊島の瞳保育所、草壁保育園への入所児童に対する委託料です。町外保育所、運営委託料は、土庄町から小豆島町の公立保育所への入所児童に対する委託料で、公立ということで国県の負担金はありません。

次に子育て支援センター事業費です。耐震改修事業23年度に行った耐震診断に基づき、耐震補強を行う予定です。

次に事務局費です。まずALT、外国語指導助手事業ですが、生きた外国語に触れる機会を増やすため、英語の授業やそれ以外の教育活動においても、カナダ人の外国語指導助手を活用することにより、英語学習への興味付けやコミュニケーション能力の育成を図るといった事業を展開しております。

次に奨学資金貸付事業ですが、経済的な理由により就学困難なものに対して、資金の貸付を行うもので、大学生の場合、月額3万円、高校生1万円貸し付けております。14人の貸付を予定しております。

次に小学校管理費です。スクールバス運行事業は、スクールバス3路線、戸形、大鐸、大部と給食車の運行委託料で、オリーブバスと話し合いを行い、250万円ほど減額となっています。

次に緊急雇用事業は、特別支援員3人と複式学級補助講師1人を緊急雇用事業で雇用するものです。特別支援員は小学校運営事業にも3人計上しているので合計で6人ということです。

次に学校建設費ですが、小学校建設につきましては、平成25年度からの本格

的な建設工事に先駆けての用地造成工事、既設アパート 6 棟の解体、給食センター横の水路の蓋かけ、中学校教員用進入通路の舗装工事と引き続き埋立て工事の実施をすることです。

次に中学校管理費です。教科書が新しくなることによる教材費の増や武道の導入による備品購入費の増などがあり 184 万 1 千円増加しています。

次に、スクールバス運行事業ですが、これも小学校と同じく 150 万円ほど減額になっています。

続いて、幼稚園費です。大部幼稚園改築事業は、耐震診断が著しく悪かったため、改築工事を行うものです。規模については、木造平屋建て約 50 坪を予定しています。

質疑に入り、委員より、大部幼児園の改築について大部保育所は改築をしないのかとの質問に執行部より、今回は、幼稚園部分のみの改築になります。大部幼児園で運営していますが、幼稚園部分で 292 m²ぐらいあり、鉄骨造り平屋建てです、先だつての耐震診断の結果が悪く、その部分の改築工事であるとの答弁がありました。

また委員より、放課後子ども教室をもう一度、教育総務課と生涯学習課で話を詰めて実施設計の中で教室を取るのか取らないのか話をしていただきたいとの質問に、執行部より、地域で子どもを見守るといふことで、放課後子ども教室は部屋を取っていない。これはあくまで学校建設ということなので、放課後子ども教室については、対象外と考えているとの答弁がありました。

また委員より、新設小学校建設事業の用地造成工事ですが、埋め立てを含めた金額なのかとの質問に執行部より、これは埋立地の中学校側になるコンクリートの塊の撤去、それからアパート 6 棟の取り壊し、それから八幡さん側の塩田に残っています水路の石積み等の撤去、それから給食センター横の水路の蓋かけ、それと町民プール横の侵入路として教員用通路の舗装工事、それと残りの 19,000 m²の土の受入工事が主なものであるとの答弁がありました。

以上、採決に入り、委員 1 名が、小学校建設について、また予算案についても反対し、その他の委員は、所管部分の全議案了承をいたしました。

次に生涯学習課です。

全体の予算額は 2 億 2,674 万 3 千円で、前年度に比べ 2 億 1,368 万 5 千円、48.52%の大幅減額予算となっています。

主な減額の理由は、旧大鐸小学校改修事業が 23 年度で終了、また、大部公民館建設事業が 23 年度からの繰越事業になったのが要因です。公民館建設費を除くと、前年度より 1,483 万 8 千円、7.29%の増額予算となっているとの説明でした。

委員から、大部公民館の太陽光発電設置工事の補助金について質問があり、過疎債の関係で24年度計上したとの説明でした。また、補助金については、太陽光発電と蓄電池を含めた補助制度ができるとの情報があり、現在模索中との説明でした。

また、放課後子ども教室事業について、新小学校の中に教室を作ってはどうかとの意見があり、放課後子ども教室という施設は、学校教育と学校施設とは別の話で、まったく切り離してお考えいただき、本来、学校とは別問題であり、地域の中で子どもを育てるということが趣旨との説明でした。

同じく、放課後子ども教室事業について、委員から、児童館での対応とか、横のつながりを持って、知恵を出して欲しいとの要望がありました。それに対し、学力と地域とのふれあいという観点から、性格は違うが、横のつながりを持って話していきたいとの説明を受けました。

以上で質疑が終了し、全委員異議なく承認いたしました。

病院事業会計予算ですが、医業収益として年間入院患者数を32,850人、8億2,125万円を予定、年間外来患者数を91,875人、6億6,150万円と予定しております。

その他医療外収益を併せた病院事業収入は、17億3,502万5千円とし23年度予算額と比較して、5.2%減額となっております。

病院事業費用は19億8,282万1千円とし23年度予算額と比較して3.6%の増額を見込んでいます。

収益的収入及び支出については、昨年以上に収入の減少に加えて支出も増加しておりますので、2億5千万弱の赤字予算の計上となっております。

資本的収入では、一般会計からの繰入金2,657万円、宅地造成事業特別会計に貸し付けております元金償還額1,446万9千円、今年度導入を予定している電子カルテ構築費用を企業債から借り入れております。

資本的支出では電子カルテ構築費4億円、検査室に全自動免疫・糖尿病分析装置などの医療機器購入費に3,150万円、企業債償還金に3,985万7千円を計上していると説明がありました。

委員から、2億5,000万の赤字予算の説明を受けたが、赤字部分はどうなるのかという質問があり、赤字部分については23年度の利益積立金、利益剰余金を取り崩し、その残りが赤字部分で欠損金として1億413万6千円残ってきますという説明を受けました。

議案第29号土庄中央病院使用料、手数料条例の一部を改正する条例ですが、保険医療機関及び保健医療養担当規則の改正により、入院室での電気器具使用料を徴収する規定を削除するものです。

議案第 37 号、土庄町病院事業の剰余金の処分等に関する条例ですが、地方公営企業法の改正により、事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分については、条例を制定するものであります。

以上、病院事業会計予算、条例議案 2 件とも全員異議なく了承しました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託されました案件の審議経過と結果について報告を終わります。

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（上川正衛君）

これより、各常任委員長から報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決

（議案第 8 号～議案第 26 号、議案第 28 号～議案第 30 号、議案第 32 号～議案第 33 号、議案第 35 号～議案第 38 号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論採決を行います。

日程第 2、議案第 20 号、土庄町辺地に係る総合整備計画について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 3、議案第 21 号、土庄町行政組織条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 4、議案第 22 号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 5、議案第 23 号、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 6、議案第 24 号、土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 7、議案第 25 号、土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 8、議案第 26 号、土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 9、議案第 28 号、土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について
討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

本条例は、介護保険料の引き上げに関わる条例となっておりますので、この
条例に反対をいたします。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

13 番 藤本誠助君。

○13 番（藤本誠助君）

この件に関しまして、賛成いたします。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 10、議案第 29 号、土庄町国民健康保険土庄中央病院使用料、手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 11、議案第 30 号、土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 12、議案第 32 号、土庄町総合計画策定条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 32 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 13、議案第 33 号、土庄町職員の自己啓発等休業に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 33 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 14、議案第 35 号、土庄町企業誘致条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 15、議案第 36 号、土庄町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 16、議案第 37 号、土庄町病院事業の剰余金の処分等に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 17、議案第 38 号、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 18、議案第 8 号、平成 24 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

まず、はじめに一般的な行政に対する評価ですけれども、これは極めて重要な役割を果たしており、高い評価に値すると考えております。その上で個別について反対討論を行います。

人権対策課の同和事業、部落解放同盟などへの団体助成、個人への給付には反対をいたします。福祉課の地域包括システムによる総合事業の導入を明記した予算になっておりますので、これに対して反対いたします。環境課のし尿処理の民間委託についてですけれども、これは、これ自体に反対する立場から反対いたします。以上です。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

12 番 太田和博君。

○12 番（太田和博君）

議案第 8 号の全内容について賛成いたします。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 19、議案第 9 号、平成 24 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 20、議案第 10 号、平成 24 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

反対理由として、まず 1 つ目が、依然として重い住民負担が継続されているという点。

2 つ目が、住民負担依存から国、自治体が責任を持つ健全運営への抜本的転換を図る姿勢が見られない点から予算に反対いたします。以上です。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

7 番 泊 満夫君。

○7 番（泊 満夫君）

議案第 10 号、平成 24 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成をいたします。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 21、議案第 11 号、平成 24 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 22、議案第 12 号、平成 24 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 23、議案第 13 号、平成 24 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 24、議案第 14 号、平成 24 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 25、議案第 15 号、平成 24 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

反対理由を述べます。

本年度の 40%にのぼる介護保険料の引き上げに反対いたします。

次に、家計、地域経済を破壊し、保険も介護も破壊する運営のあり方に反対

をいたします。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

13番 藤本誠助君。

○13番（藤本誠助君）

議案第15号に対して賛成をいたします。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第26、議案第16号、平成24年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 27、議案第 17 号、平成 24 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

反対理由を述べます。

後期高齢者医療制度の反対を求める立場からこの予算に反対をいたします。以上です。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

議案第 17 号、平成 24 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算については、賛成をいたします。

○議長（上川正衛君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 28、議案第 18 号、平成 24 年度土庄町水道事業会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 29、議案第 19 号、平成 24 年度土庄町病院事業会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提案、提案理由の説明（発議第 1 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 30、発議第 1 号、土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（上川正衛君）

発議第 1 号は、議員提案であります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12 番 太田和博君。

○12 番（太田和博君）

発議第 1 号は朗読によりまして提案理由の説明とさせていただきます。

土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今年度開かれました、土庄町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、本条例の一部を改正しようとするもので、これにより、議長、副議長、議員それぞれ 1 千円の減額改定とし、議長 31 万 6 千円、副議長 26 万 9 千円、議員 24 万 5 千円とするものでございます。

以上、皆さま方のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（上川正衛君）

ただいま、説明のありました発議第 1 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決に入ります。

発議第 1 号、土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員提案、提案理由の説明（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 31、発議第 2 号、観光振興特別委員会の設置についてを議題といたします。

○議長（上川正衛君）

発議第 2 号は、議員提案であります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

それでは、発議第 2 号、観光振興特別委員会の設置について、朗読により、提案理由といたします。

観光振興特別委員会の設置について。土庄町議会委員会条例、第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。

委員会の名称、観光振興特別委員会。設置の期間、議決の日から調査終了まで。委員の定数、7 名。設置の理由、観光立町として観光客の増加を図る観点から様々な考察をし、個性的で魅力ある観光地としてのあり方等の調査、研究を行うため、本特別委員会を設置するものである。以上でございます。

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

ただいま、説明のありました発議第 2 号、観光振興特別委員会の設置について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決に入ります。

発議第 2 号、観光振興特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開催していただきまして、観光振興特別委員会委員の選任をお願いいたしたいと思っております。

休 憩 午前 10 時 39 分
再 開 午前 11 時 43 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（上川正衛君）
再開いたします。

観光振興特別委員会委員の選任

○議長（上川正衛君）

日程第 32、決定第 1 号、観光振興特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。よって委員の氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（三枝正武君）

観光振興特別委員会委員の氏名を申し上げます。

観光振興特別委員会委員に

2 番 濱中幸三議員	3 番 山田建之議員	5 番 佐々木邦久議員
6 番 川本貴也議員	7 番 泊 満夫議員	8 番 山本良熙議員
9 番 三枝邦彦議員		

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

お諮りいたします。

ただいま、朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名の諸君を観光振興特別委員会委員に選任することに決しました。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に観光振興特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思えます。

休 憩 午前 11 時 46 分

再 開 午前 11 時 48 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

観光振興特別委員会正副委員長の決定

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

観光振興特別委員会の正副委員長が決まりましたので、職員から報告させます。

○議会事務局長（三枝正武君）

観光振興特別委員会の正副委員長をご報告申し上げます。

委員長、三枝邦彦委員。

副委員長、泊 満夫委員。

以上でございます。

○議長（上川正衛君）

ただいまご報告のとおりであります。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 49 分

再 開 午前 11 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（上川正衛君）
再開いたします。

閉会中の継続調査申出

- 議長（上川正衛君）
日程第 33、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。
各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

- 議長（上川正衛君）
ご異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

町長から発言の申し出

- 議長（上川正衛君）
以上で、本日の日程は終了しましたが、ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。
岡田町長。

- 町長（岡田好平君）
議長から発言の機会を与您いただきましてありがとうございます。
公立病院の再編に関するご報告をさせていただきたいと思っております。
小豆島の公立病院再編についてのご報告でございます。
小豆島の 2 つの公立病院の再編につきましては、小豆島における喫緊の重要課題であり、今思い切った処置を決断しなければ、島の 2 次医療は、崩壊しかねないところのご説明を申し上げてきたところでございます。
ご承知のように、その対応を図るためには、多くのハードルがありますが、財源や制度面につきましては、昨年秋に、県が提案した地域医療再生計画に基

づく臨時交付金において、2つの公立病院の再編に多額の配分を決定していただきました。さらに、県では、かがわ医療福祉総合特区を国に提案され、昨年末には大変多くの提案事業の中から採択されるに至っております。これにつきましても、小豆医療圏の公立病院再編を進めるうえでの課題解決に不可欠な内容が盛り込まれております。

また、昨夜、高松で開催いたしました県医師会、香川大学、香川大学附属病院、香川県などのトップによる有識者懇談会におきましても、改めて積極的な支援や協力を確認することができました。中でも香川大学学長、長尾先生ですけれども、地域のニーズや地元行政からの要請、県医師会、県の医療行政での小豆島の医療を守らなければならないという強い姿勢が示されている中で、附属病院を有する地元大学として、協力を惜しむことはない。大学の使命としても、支援していきたいとの考えを示していただきました。

このような先の財源や制度面に加えて、病院整備に欠くことのできないノウハウの提供、また、医療スタッフを含めたマンパワーの確保においても、県下の医療関係者トップの大変心強いご支援を確認する中で、今後の作業に取り組むためには、1日も早く建設場所を決定すべきとのご意見もいただきました。

そこで、新病院の建設場所につきましては、両町長、両議長により、地域医療の確保は、住民の命にかかわる問題であり、何よりも地域全体として考え、決定しなければならないとの共通認識の下、協議を重ね、熟慮した結果、旧池田町地区での合意に至ったわけでございます。なお、4月からは、県のご配慮により、県総合事務所内に建設準備室を設置し、室長につきましては、県職員の派遣をいただき、各町からも職員を配することにしております。県、両町ともに協力して、今後、基本設計、実施設計と並行して病院の内容を検討し、平成26年3月の起工式に向かって努力してまいりたいと考えております。

議員皆さま方のご理解、ご協力、またご支援をお願い申し上げ、病院再編についての報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

閉会

○議長（上川正衛君）

以上をもちまして、今期議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成24年3月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでございました。

閉 会 午前11時55分